

訴 状

〒069-0824 北海道江別市東野幌本町 65-10

原 告 干 場 信 司

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13 丁目 4 番地 104 北晴大通ビル 7 階 702

弁護士法人 市川守弘法律事務所

T E L (281)3343 ・ F A X (281)3383

原告訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

〒069-8501 北海道江別市文京台緑町 582 番地

被 告 学校法人 酪農学園

代表者理事長 麻 田 信 二

地位確認等請求事件

訴訟物の価格

貼用印紙

送達費用

札幌地方裁判所 御中

2016 年 1 月 8 日

原告訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

請 求 の 趣 旨

- 1 原告は、被告の酪農学園大学学長の地位にあることを確認する。
 - 2 被告は原告に対し、金 5,125,000 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え
 - 3 被告は原告に対し、2017 年年 3 月まで、毎月末日限り金 1,025,000 円を支払え
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに 2 項について仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

1 原告は酪農学園大学の学長に選出された

原告は、農学博士であり、畜産学及び農業工学を専門分野とする学者である。

原告は、1995 年 4 月から被告の酪農学園大学酪農学部の教授に就任し、教育、研究に従事していた。

また、原告は 2013 年 4 月から酪農学園大学の教職員による選挙によって学長に選出され、以後学長に就任していた。

2013 年当時の被告の学長選挙手続きは旧「酪農学園大学学長候補者選定手続規程」(甲第 1 号証、左側欄)に規定されており、学内に選挙管理委員会が設置され(同規程 3 条)、教授会及び事務職会の選挙が行われたものである(同規程 5 条)。原告は、この手続きに則って学長に就任した。当時の学長の任期は 4 年間であったから、2017 年 3 月まで学長としての地位を有している。

なお、この学長の選挙手続きは2015年3月に改正され、教職員の選挙に代わって理事会が設置する「学長候補者選考委員会」が選定して理事長が任命する手続きに変更された（甲1、中央欄）。

2 被告による学長の「解任」の経緯

被告は、2015年7月14日、原告に対して学長を解任したと通知した。その経緯は大要以下のとおりである。

(1) 札幌地裁における判決を根拠の一つとする

2015年5月27日、被告理事長は、被告評議員会において「5月11日の札幌地裁での判決において干場学長、荒木評議委員の不法行為が成立したことで、寄付行為に違反があった場合には、学長、評議員の解任が規定されていることから、評議員会終了後の理事会において協議することになった」と報告された。

この判決は、原告他5名が被告の常務理事であった日下雅順から提訴された事件で、原告ら5名が頒布した文書が日下雅順の名誉を棄損する文言があるとして連帯して金330万円を支払えとする訴えであった。これに対して、札幌地方裁判所は、連帯して金6万円を支払うように命じたものの現在札幌高裁に係属中である。理事長の上記発言はこの判決をさしている。

理事長は、民事上の紛争も「法令の規定に違反」して学長の解任理由になることを明言したことになる。

(2) 教職員説明会（7月3日）での出来事

理事長は2015年7月3日開催の教職員説明会において、6月30日に開かれた理事会での会議内容を説明した。理事長は、この教職員説明会において、6月30日の「理事会で協議した結果、学長には退いてもらうことが決まった」と告げた。同日の説明では、学長解任の理由は、上記の名誉棄損事件での判決の他に、2015年の監査所見において原告の学長としての執行能力に疑問が呈されたこと、教

員採用の遅延、入学者の確保に関して被告に莫大な損害を与えた、等が述べられた。

(3) 7月14日開催の理事会での原告解任決議

2015年7月14日、被告理事会において甲第2号証が配布され、この理事会において原告の学長解任が決議された。理事長は同日原告に対し学長を解任した旨を通知した。

3 学長解任の違法性

原告に対する上記学長解任は、甲2においても具体的事実が不明な上に、当該理事長（あるいは理事ら）が考える事実が、職務上の義務違反、あるいは法令等の規定に違反するとの判断が全く不分明である。これらの事実関係は、被告から詳細な事実が明らかにされた時点で反論をする予定であり、ここでは理事会が決議した際の学長解任理由が事実に基づかない解任であることを指摘するとどめておく。

本訴状においては、上記の学長解任理由が事実に基づかない、という主張のほか、寄附行為における手続上、学長解任の手続きがないにもかかわらず、2015年3月に理事会において「学校法人酪農学園寄附行為施行細則」なるものを改正して、学長解任手続きを新設し、この新設した施行細則によって原告をして学長の解任に至らしめた、という点を中心にその違法性を主張するものである。

(1) 寄付行為における学長の地位

学校法人である被告において、寄附行為はその存立の基礎となる規定である（甲第3号証）。この寄附行為において、学長に関する規定は以下のとおりである。

ア 7条1項(1)において、理事の資格者として、酪農学園大学長が規定されている。

イ 13条1項において、役員任期として3年とされているところ、括弧書きで、7条1項1号の学長は除くとされている。

ウ 15条1項において、役員解任が規定されているところ、この解任される役員には、7条1項1号に規定される学長は除かれている。

以上から、寄附行為上、学長は理事という役員になりつつも、任期は通常の理事とは異なる上に、理事の解任規定も学長には及ばないこととなっている（ただし、さらにその後学長任期についても他の役員と同じとする施行細則の変更があった）。したがって、寄附行為では、学長の解任については認めていないことになる。

(2) 本件における学長解任手続き

寄附行為上は、学長の解任が認められていないにもかかわらず本件において被告が原告を解任した手続きは、甲第2号証本文のとおり、寄附行為施行細則3条1項に基づいて解任をしたとされている。

寄附行為施行細則（以下「施行細則」という）は2015年3月に理事会によって改正され、それまで存在しなかった学長の解任手続き、解任の要件等について、3条として新しく学長解任規定が新設された。施行細則3条によると、以下の一つに該当すれば学長解任理由になるとされている。

ア 法令の規定又は寄附行為に違反したとき、イ 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき、ウ 職務上の義務に違反したとき、エ 学長たるにふさわしくない非行があったとき、が解任理由とされ、前記のとおり、民事上の紛争も「法令違反」に該当するとされたのである。

甲第2号証、2項の(3)のとおり、本件においては、これらア、ウ及びエに該当するとされて、評議員会の意見を聞いたうえで、理事会の議決によって解任された。

(3) 学長解任は違法行為である

本件において、原告を学長から解任した手続きは、以下のとおり明らかに違法である。

ア 寄附行為に違反する施行細則に基づく解任

上記のように、寄附行為においては学長の解任は認められていない。

甲4の施行細則1条は、「寄附行為47条の規定に基づき」「必要な事項を定める」としており、甲3の寄附行為47条は、「この寄附行為の施行についての細則その他・・・学校の運営に関し必要な事項」についての定めを施行細則に委任しているに過ぎない。

つまり、施行細則は文字通り寄附行為を施行する際に、その具体的な細目を定めるものにすぎないのであるから、寄附行為がそもそも認めてない事項について施行細則で定めることはできない。特に、学長の解任という重大な人事について、寄附行為が認めていない以上、施行細則で定めることはできない。これは寄附行為が施行細則に委任している範囲を逸脱するものである。したがって、寄附行為に違反する施行細則に基づく本件解任は違法であることを免れない。

特に、後記するように学長の解任という大学の人事に関する内容は憲法23条の定める大学の自治によってその自主性、自律性が保障されており、理事会によって一方的に学長が解任される手続きを容認することは憲法23条の保障する学問の自由、大学の自治に違反するものである。したがって、新設された施行細則3条自身が無効であり、かつこの3条に基づく原告の学長解任自体が、憲法23条に違反し公序良俗に反することが著しいのである。

イ 寄付行為と施行細則では改正手続きが違う

もし被告が、寄附行為に認められていない学長の解任手続きを定めようとするのであれば寄附行為そのものの変更を行うべきであり、施行細則をもって

新たに解任手続き定め、その手続きによって本件解任をなした被告の行為は、寄附行為の脱法として違法無効である。

そもそも、寄附行為でなんら定めていない事項について、新たに何らかの手続を新設しようとする場合には、寄附行為そのものを改正することが考えられる（ただし、その改正が公序良俗に反することはできないのは当然である）。

甲第3号証の44条1項は、寄附行為の変更手続きを定めているが、「理事現員の3分の2以上の議決」を得て、「文部科学大臣の認可」を受けなければならない。つまり寄附行為を変更しようとする場合には厳格な手続きが必要である。

これに対して、施行細則の変更は、甲第4号証の14条で、理事会において決定することができる場所、理事会の議決は、甲3の17条9項によって、「理事現員の3分の2以上の出席」で、出席理事の過半数で議決できる（同条11項）ことになっている。寄附行為の変更と異なり比較的容易な手続きで施行細則は変更することができる。

つまり、本来、学長の解任手続きの新設は、寄附行為の変更事項として行うべきものであるところ、被告はあえて施行細則の変更という安易な手続きで学長の解任手続きを新設し、原告を解任したのであり、脱法行為によって本件解任がなされたのである。なお、繰り返すが次項で述べる憲法に違反する寄附行為の変更は公序良俗に反して無効となることは言うまでもない。

(4) 本件の学長解任は、憲法23条に違反する行為である

憲法23条は、学問の自由を保障するために、大学の自治を認めている。「この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」（最高裁ポポロ事件判決）。この最高裁判決は国立大学（当時）についての判決であるが、私立学校も公の性質をもち、（教育基本法6条1項）、大学は、「学術の中心として、

高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」(同法7条1項)とされ、同条2項では、「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」と規定されていることから、私立大学においても大学の自治が保障されていると解されている。そして、この大学の自治の重要な内容として人事の自治があるのである。

ところで、私立大学の場合、大学の自治は誰との関係における自治であるのかが問題である。大学の自治が学問の自由を守るための保障であるならば、各教員、教授等を雇用する私立大学の設置者、経営者、理事者の介入に対する保障でなければならないのは当然である。これらの者からの不当な介入によって学問の自由が侵害されてはならないからである。つまり、本来的に大学研究者、学長等の人事が、理事者等によって、適正な手続きによらず、一方的な介入によって左右される事態は、憲法が保障する大学の自治の保障を侵害するものなのである。

本件では、教職員の選挙によって学長として選出された原告が、理事会が寄附行為に反して理事会によって新設した施行細則に基づいて、適正な手続きによらず解任されるという、まさに大学の学長の人事に関する自治が理事会の一方的な介入によって侵害されたものであって、本件解任は憲法23条に違反する重大な違法行為なのである。これは明らかに公序良俗に反する違法、無効な解任ではない。

4 原告の報酬

原告の報酬は、月額1,025,000円である(甲第5号証)。被告は原告に対し、2015年7月分までの報酬を支払ったが、それ以降は解任を理由として支払っていない。この未払い報酬額は、2015年12月まで、合計金5,125,000円である。

また、原告は、任期が満了する 2017 年 3 月分まで、毎月末日限り金 1,025,000 円の報酬を受け取る権利がある。

5 結論

以上から、原告は被告に対し、第 1 に原告が被告の酪農学園大学学長の地位にあることの確認、第 2 に 2015 年における受けるべき報酬額金 5,125,000 円とこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金、第 3 に学長の任期が満了する 2017 年 3 月分までの間、毎月末日限り月額金 1,025,000 円の報酬の支払いを求めるものである。

証 拠 書 類

甲第 1 号証	酪農学園大学学長候補者選定手続き（新、旧）
甲第 2 号証	干場信司学長の職務執行に係る対応について
甲第 3 号証	学校法人酪農学園寄附行為
甲第 4 号証	学校法人酪農学園寄附行為施行細則
甲第 5 号証	役員報酬 7 月分の取扱について

付 属 書 類

甲号証写	各 1 通
委任状	1 通
資格証明書	1 通